

ニュースレター(通巻8)に寄せて.....	1
第7回広島大会報告・第8回茨城大会案内.....	2
INPEAイベント開催報告.....	3
高齢者虐待防止法Q&A.....	4
実践現場からの報告・リレーエッセイA・B分野.....	5
事務局だより.....	6
学会評議員選挙告示.....	7
学会だより.....	8

ニュースレター(通巻8)に寄せて



「消えた高齢者」問題とネグレクト

首都大学東京 都市教養学部 教授
(日本高齢者虐待防止学会理事) 副田あけみ

今年の夏、「111歳」の男性が自宅で白骨遺体となって見つかり、家族が遺族共済年金1,000万円近くを不正に受け取ったとして、長女(81歳)と孫娘(53歳)が警察に逮捕された。この事件をきっかけに、「消えた高齢者」の問題が社会問題化していった。その過程で、死亡通知を出さず、高齢者の年金を家族が受け取っていたケースがさらに発覚した。朝日新聞が8月上旬に実施した調査によると、100歳以上の所在不明者279人のうち、少なくとも20人の家族が年金や自治体からの敬老祝い金を受け取っていた。

100歳以上と限定しなければ、残念ながらもっと多数になるだろう。70歳代の父親の死亡通知を出さず、数ヶ月、遺体とともに過ごしたという独身男性は、TVのインタビューに答えて、葬式費用も相談する人もなく、どうしようもなかったと言っていた。彼は、父親の介護をやっていたようだ。だが、介護保険も未利用であり、父親が適切な医療や福祉のサービスを使えたかどうか、彼の介護が適切なものであったかどうか、知る者はいない。父親の晩年が、非意図的/消極的ネグレクト(passive neglect)の状態であった可能性は否定できない。また、同居していた三男が、心臓病と認知症を患っていた母親(80歳)に約1ヵ月間食事を与えず、病院にも連れていかず、死亡後は死体をビニール袋に入れて放置、年金も不正受給していた事件も発覚した。これは明らかに意図的/積極的ネグレクト(active neglect)のうえの、保護責任者遺棄ならびに死体遺棄事件である。

今後、介護力がきわめて弱い老老介護、認認介護の事例でpassive neglectが発生する可能性は強いが、それに加えて、上記したような形での成人子によるpassive neglectやactive neglectも、残念ながら増えていくのではないだろうか。



第7回日本高齢者虐待防止学会(JAPER)広島大会報告



広島大会長

広島大学大学院保健学研究科 教授 小野ミツ

平成22年7月3日（日）に第7回日本高齢者虐待防止学会(JAPER)広島大会を「高齢者虐待防止―虐待のないまちづくり」をテーマに開催し、全国から400名を越す参加がありました。午前中は、日本高齢者虐待防止学会 高崎絹子理事長の挨拶の後、厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 千葉登志雄室長による「高齢者虐待防止の現状と課題」の基調講演、次いで、「世界をリードする高齢者虐待防止の取り組み」をテーマにシンポジウムⅠを行いました。シンポジウムⅠでは、日本高齢者虐待防止学会 多々良紀夫理事を座長に日本、韓国、フィンランド、スウェーデン、米国の4か国の取り組みについて、韓国から訪日したHan Donghee氏、日本、フィンランド、スウェーデン、米国の高齢者虐待の取り組みについては、それぞれの国の高齢者虐待の取り組みに造詣の深い先生方から発表と討議がなされ、今後のわが国の高齢者虐待防止に向けての方向性に多くの示唆が得られました。参加者からは、日頃聞けない海外の話など大変勉強になったとの感想が寄せられました。

午後の一般演題発表は、昨年度より8題多い36題の演題が寄せられ、虐待防止の地域づくり、地域システム・ネットワークづくり、権利擁護・法的課題、実態調査などそれぞれの分科会に分かれ、活発な意見交換がなされました。シンポジウムⅡの「高齢者虐待防止取り組み5年目の検証」では、高齢者虐待防止の実践をとおして、社会福祉士、保健師、弁護士の立場から発表と討議がなされ、参加者から、他の自治体の話が聞けて良い刺激になった等、日頃の活動と照らし合わせ、モチベーションを高めたり、実践への示唆や意欲を得られた様子が参加者の声から読み取れました。

全体として、参加して良かった参考になったとの肯定的な意見や感想から、高齢者虐待防止学会の意義を感じると共に、参加者の関心の高さがうかがえました。

学会の前日に開催した市民公開講座では、医療法人財団千葉健愛会理事長 和田忠志先生を座長に（財）さわやか福祉財団 理事長 堀田力先生によるご講演「高齢者が尊厳を持って暮らせる社会を目指して～虐待のないまちづくり～」をいただき、参加者との活発な意見交換がなされ、市民の関心の高さを痛感しました。

広島大会を開催するに当たり、理事や評議員の先生方をはじめ、企画から開催までの間多くの皆様にご尽力をいただき、広島大会が盛会のうちに終了できましたことを心から御礼申し上げます。

第8回日本高齢者虐待防止学会茨城大会のご案内



茨城大会長

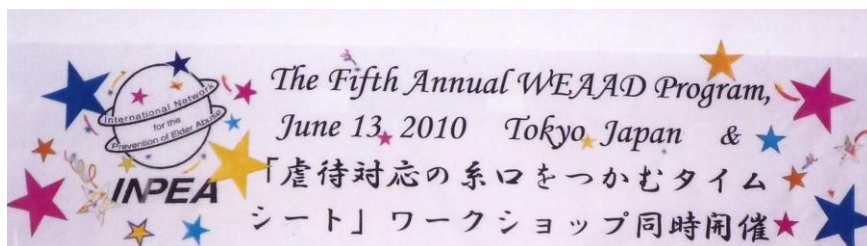
茨城大学大学院教育学研究科 教授 瀧澤利行

第8回日本高齢者虐待防止学会茨城大会を下記の要領で開催いたします。茨城県との共催の予定です。皆様のご参加をお待ちしております。

1. 日時：平成23年7月30日（土） 午前9時～午後5時
2. 場所：茨城県水戸市 茨城県立県民文化センター小ホール他
3. テーマ：地域発・高齢者虐待防止のスキルアップ
4. 内容の概要：大会基調報告、公開シンポジウム（茨城県と共催）、教育講演、一般講演他

INPEA(高齢者虐待防止国際ネットワーク)による

第5回「世界で高齢者虐待防止について考える日」のイベント開催報告！



INPEA(高齢者虐待防止国際ネットワーク)日本国委員会は、毎年恒例の「世界で高齢者虐待防止について考える日」(WEAAD)のイベントを、6月13日(日)の午後1時半から午後5時まで(約3時間半)、首都大学東京秋葉原サテライトキャンパスにて行ないました。今年は、5回目の節目の年にふさわしく、西は四国高知県、北は青森県八戸市から、総勢80名(スタッフ8名含む)の方々に参加いただき過去最高の参加者数となりました。参加者の方々の内訳は、地域包括センター、自治体職員、施設長、および研究者・大学院生の方方で、前回に比べると、地域包括センターと自治体職員の方々の増加が顕著でした。

★来年(2011年度)は、6月12日(日)午後を予定しております！ぜひ、手帳にマークを！★

第5回目のWEAADのイベントは、記念事業として大きく2部で構成し、(1)認知症の権威である遠藤先生(名古屋の大府市国立長寿医療センター)のご講演、および(2)副田先生・土屋先生らの研究の集大成である虐待防止アセスメントツールの一つである「虐待対応の糸口をつかむタイムシート」の紹介と実践のワークショップを同時開催しました。大盛況でした！



【↑熱心に講演される遠藤英俊先生】



【←熱心に講演される
土屋先生(右)と副田先生(左)】

【↓熱心に聞き入る参加者の皆様】



これからも皆様と共に、高齢者虐待に対する社会の関心を少しでも高め、虐待防止へつながる活動を微力ながら継続していきたいと願っております！イベント終了後、INPEAの会員数が113名になりました！未入会の皆様のご入会をお待ち申しあげております(入会費と会費無料)！

INPEA 日本国委員会 代表 塚田典子
(INPEAのURL:<http://www.inpea.jp>)

★INPEAとは:世界50カ国にネットワークを持つ高齢者虐待防止国際ネットワーク(International Network for the Prevention of Elder Abuse)の略で、1993年から国連の諮問機関となっています。

★WEAADとは:INPEAが毎年6月15日を「世界で高齢者虐待について考える日」(WEAAD: World Elder Abuse Awareness Day)と定め、各国同時にイベントを開催するように定めたもの。その趣旨は、高齢者虐待が「グローバルな社会問題」であるという認識を高め、効果的な対応の必要性を再確認し、この日を機会に、さらに、高齢者虐待問題を予防する活動を推進するようとの願いで2006年から始められたもの。2010年で5回目の節目を迎えた。

高齢者虐待防止法Q&A

法制度推進委員会 弁護士 橋場隆志

Q:長男から虐待を受けた80歳の母親を、取りあえず老人保健施設に入所させる方法（契約）で分離しましたが、長男について面会制限はできるのでしょうか。

A:高齢者虐待防止法第13条は、老人福祉法第11条第1項第2号（特別養護老人ホーム入所）または第3号（養護委託）の措置が採られた場合は、市町村長又は養介護施設の長は虐待を行なった養護者について面会を制限できる、と定めています。ここでは老人短期入所施設への入所の措置は含まれておらず、そもそも介護保険サービスの利用契約による諸施設（老人短期入所施設、老人保健施設、グループホーム等）への入所、更には虐待を受けた高齢者を緊急に分離保護するための緊急保護施設（ベッド）やシェルターへの入所・収容の場合については触れるところがありませんが、面会制限ができないと解釈すべきではなく、むしろ必要な場合には面会制限できるばかりでなく、虐待を受けた高齢者を保護するという観点からは面会制限をすべきものと解釈すべきです。

虐待を行なった養護者が虐待を受けた高齢者に自由に面会することが許されれば、当該高齢者の心身の状況に重大な悪影響が及び、日々の生活生存が脅かされます。実情としては分離方法として老人福祉法に基づく特別養護老人ホームへの入所措置は例外的であり、多くは市町村による緊急保護とか、契約による施設の利用が選ばれます。市町村が緊急保護として保護した場合には保護責任の一環として必要に応じて面会制限の措置を取らなければなりませんし、利用契約により高齢者を受け入れた施設も、契約により負担する保護責任の一部として面会制限をすることは可能であり又面会制限すべきものです。

面会制限が現場で有効に機能するためには、事前に市町村と関係者（施設、警察署等）との間で対応方法について具体的に協議をしておくことが不可欠です。

～実践現場からの報告～

「あるご夫婦」

特別養護老人ホーム蒲郡眺海園 主任生活相談員 坂口博文

もう何年も前のあるご夫婦のことについて、今思い返しています。

正確には虐待とは認定されず、度を越した夫婦喧嘩として話し合われておりました。2人暮らしで、「認知症の妻Aさんと、その介護をする夫」との間で暴力行為がエスカレートし、入院するまでになっていました。そのような状態を見かねて、ご主人の方を入所させることが検討されました。入所が決まれば、喧嘩のしようもないため一件落着とも思えます。しかし、本人の同意なき入所には慎重な姿勢であるべきです。

最終的には分離保護の方向でまとめ、Aさんは入所、ご主人はショートステイの利用となり、時々Aさんに会いにこれるように配慮しました。幸いにも、数年後にはご主人も入所を希望されております。

個人差はありますが、暴力にまで発展するような気性の激しいご主人も加齢に伴い大きく変化され、今ではその人間的で複雑な心境に、周囲からもより深い理解と共感が得られています。

今振り返ると、本人の同意もなく、はじめから「分離ありき」としていたら、真の問題解決にはならなかったと思います。遠回りでもご主人への、心からの納得に時間をかけたのが良かったと思います。

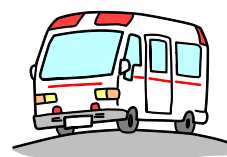
ご本人の気持ちを常に問い続け、最後までお年寄りを信じる気持ちを持ち続ける事がとても重要だと思っています。そして、特に認知症の方への特別な専門性を今後も全力を挙げて追求してゆきたいと思っています。

『今年の猛暑が教えてくれたもの』

仙台白百合女子大学 吉田輝美

今年の夏ほど、高齢者問題が連日報道された年はないと記憶する。話題の中心は、猛暑による高齢者の熱中症死問題と 100 歳以上の高齢者不在問題であった。前者は、電気代節約のためエアコンを使わずに熱中症となり命を落としたものであり、後者は、本人は死亡しているにも関わらず届出がなく、遺族が年金を不正受給し続けている等であった。高齢者の生活は、わずかな年金頼みの世帯が少なくなく、世帯の生活維持のためにその高齢者の年金に頼り、年金が支給されなくなれば世帯が生活に困窮する可能性もあったはずである。まさに、この高齢者不在問題は、生死を分ける紙一重の状況が隠されているともいえる。

しかし、これらの問題を今日の高齢者問題とだけ捉え対処することは、一面的であると考え。なぜなら、生産年齢層における非正規雇用による生活困窮や、ネットカフェ難民等による住所不定者が減少しない現在の状況は、裏を返せば若者世代の生活問題であり、実は若者の将来における高齢者生活問題を内包しているのである。国民の安住を保障できない政策による虐待の主犯者は、一体誰なのだろうか。



『看護職のスキルを高める“看護職のための Elder Abuse ケア研究会”の実践』

帝京大学医療技術学部看護学科 岸恵美子

平成 20 年 2 月から、「看護職のための Elder Abuse ケア研究会」をスタートし、現在 3 年目を迎えた。看護職には心身をアセスメントし、健康面から介入できる強みがある。権利擁護を担うのは社会福祉士、介護予防は看護職という垣根を越えて、看護職のスキルを活かすことで虐待予防に取り組むことが必要と考え発足した。

高齢者虐待については、まだまだ対応や支援の蓄積が少なくケアとして定着していない。勉強会や事例検討会をとおして、第一線の現場で働く看護職が実践を学びあうこと、そして経験知として積み上げることで、ケア技術を高めていくことができると考え、小宮山恵美氏（東京都北区子ども家庭部男女共同参画推進課長、前 北区高齢者虐待防止センター長）、吉岡幸子氏（帝京大学医療技術学部看護学科准教授）とともに研究会をスタートした。

現在研究会では、高齢者虐待事例に介入するケア技術を高めるために、事例検討を中心に行っている。虐待事例への介入方法、多職種との連携、看護職としての役割、虐待予防の地域づくり等を一緒に考え、事例提供者が少しでも前に踏み出せるようエールを送ることができればと考えている。また事例検討をとおして、地域で多職種と活動する看護職が抱えるジレンマや困難、ストレスが語られ、技術を高めるだけでなく、思いを共有するための「場」になることも大事な役割である。

研究会は、毎月第 3 火曜日の午後 7 時から 9 時まで、北区赤羽会館で開催しておりますので、看護師・保健師で興味のある方は是非ご参加ください。

（参加費 500 円 問合せ先 e-kishi@med.teikyo-u.ac.jp）

～事務局だより～

平成 22 年 10 月時点における、日本高齢者虐待防止学会の各委員会メンバーおよび、理事会・本部事務局メンバーをご紹介します。

本学会では、毎年定期開催される理事会（理事・監事合同会議）および役員会（理事・監事・評議員合同会議）があり、また、以下のような各委員会が活動しています：編集委員会、研究活動・国際活動推進委員会、法制度推進委員会、広報委員会、会計委員会、庶務委員会。さらに、高崎理事長のもと理事会・本部事務局メンバー（最下欄）が上記会議や委員会活動を支え、学会運営に尽力しています。

事務局長：松下年子

日本高齢者虐待防止学会				
委員会	委員長	副委員長	委 員	理事会・本部事務局
編集委員会	荒木乳根子	金子善彦	副田あけみ 岡村 裕 岸恵美子 橋場隆志 山口光治 小長谷百絵 塚田典子 大光〇〇	山口光治
研究活動・国際活動 推進委員会	多々良紀夫	研究活動 津村智恵子 佐々木明子	小野ミツ 松下年子 堤千鶴子 和田忠志 吉岡幸子 山本則子 山田祐子 久代和加子	久代和加子 堤千鶴子
		国際活動 遠藤英俊 塚田典子		山田祐子 吉岡幸子
法制度 推進委員会	河野正輝	池田直樹 高村 浩	猪熊律子 田中荘司 滝沢 香 橋場隆志 山田祐子 大越扶貴	山田祐子 大越扶貴
広報委員会	副田あけみ	小長谷百絵	猪熊律子 吉岡幸子 山岸貴子 (金子善彦 荒木乳根子)	小長谷百絵
			【ニューズレター】 久代 大越 山口 山岸 【ホームページ】 松下 小長谷	
会計委員会	池田直樹	岩沢純子	尾崎美恵子	岩沢純子
庶務委員会	松下年子	小長谷百絵	大澤優子	大澤優子

理事会・本部事務局

(理事長) 高崎絹子 (事務局長) 松下年子 (副事務局長) 小長谷百絵
 (委 員) 山口光治<編集> 久代和加子<研究活動> 堤千鶴子<研究活動>
 山田祐子<国際活動、法制度> 吉岡幸子<国際活動> 大越扶貴<法制度>
 小長谷百絵<広報> 岩沢純子<会計> 大澤優子<庶務>

日本高齢者虐待防止学会評議員選挙告示

日本高齢者虐待防止学会評議員の任期が、平成24年3月31日で満了します。

つきましては、下記のとおり、平成24年4月1日から平成27年3月31日までを任期とする評議員を選出するために、会則第4章、役員選出に関する規約および選挙規定内規（施行規則）に従い、評議員選挙を行います。評議員選挙の投票用紙は、各会員の連絡先（学会誌送付先）住所に送付されますので、所定の用紙を用い、指定の期日までに投票してください。

1. 選挙人および被選挙人

- 1) 選挙人は、平成22年11月15日（金）までに会費を納入し、かつ入会后2年を経過し、選挙人名簿に掲載された正会員です。
- 2) 被選挙人は、上記に該当する会員です。

2. 選挙の実施および方法

- 1) 評議員の選挙は、郵送で行います。

2) 選挙日程

平成22年12月13日（月）	投票用紙等送付
平成23年1月18日（火）	投票締め切り（当日消印有効）
平成23年1月下旬	開票
	*当選者通知、承諾書送付（2月10日締め切り）

3) 理事・監事選挙日程

なお理事・監事選挙の日程は以下のとおりです。

平成23年2月22日（火）	投票用紙等送付
平成23年3月15日（火）	投票締め切り（当日消印有効）
平成23年3月下旬	開票
	*当選者通知、承諾書送付（4月11日締め切り）



平成22年9月10日
日本高齢者虐待防止学会選挙管理委員会

～学会だより～

【研究活動推進委員会より】

研究活動支援について本委員会で検討した結果、「投稿論文等作成支援プログラム」を立ち上げ、研究支援活動を行うこととなった。第7回日本虐待防止学会広島大会における発表者を中心に、希望者を募集したところ数名の応募があり、担当者とのやりとりやアドバイス等によりいずれも論文化して投稿することとなった。

なお、「投稿論文等作成支援プログラム」で支援する論文は必ずしも「高齢者虐待防止研究」への掲載を前提としておらず、他雑誌への投稿も可としている。このプログラムは、今後も継続される予定である。

日本高齢者虐待防止学会ホームページ <http://japea.umin.jp>

☆☆…学会員募集…☆☆

高齢者虐待防止のため、日本の福祉の発展のため、一人でも多くのご友人・知人をご紹介ください

☆…年会費納入のお願い…☆

会計年度は4月～翌年3月です
正会員年会費 8,000円
賛助会員年会費 20,000円
学生会員年会費 4,000円



日本高齢者虐待防止学会事務センター

郵便振替口座番号: 00180-5-333723

加入者名: 日本高齢者虐待防止学会

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 4-1-1

オザワビル2階

(株)ワールドプランニング内

TEL: 03-5206-7431(代) FAX: 03-5206-7757

E-mail: world@med.email.ne.jp

日本高齢者虐待防止学会本部事務局 : 埼玉医科大学保健医療学部看護学科 松下研究室

〒350-1241 埼玉県日高市山根 1397-1

FAX: 042-984-4922 E-mail: toshiko@saitama-med.ac.jp

☆☆…ニューズレター掲載記事募集…☆☆

高齢者虐待防止についての情報や各地域での様々な虐待防止に関する活動などをご紹介下さい

ニューズレター編集責任者: 金子善彦

編集担当者: 荒木乳根子、久代和加子、大越扶貴、山口光治

編集後記: 路地に咲く杜鵑花に秋の色を感じる頃となり、ようやく通巻8の発行となりました。今、学会では法制度や研究推進に関わる委員会活動のほか、評議員選挙の告示、茨城大会の準備などが着々と進められています。本学会員の構成は多職種からなりたっており、今後益々の発展を期待したいと思っています。(久代和加子)

